

**障問連****回 答 書**（令和2年度）要望No.  1 (1) 

（要望内容）

## ①障害特性をふまえた入院機関の整備

障害者が感染した場合に、入院できる場所はあるのか、入院中の介護やコミュニケーションは大丈夫だろうか。病気に対する不安と同時に、入院機関及びそこでの生活に対して、災害時の避難所に対する不安にまさる危機感を誰もが感じています。「障害特性を踏まえた入院機関の整備とコミュニケーション支援等の周知」について神戸市の認識と市内の障害特性を踏まえた入院機関の整備状況を回答してください。

（回 答）

障害者の方が感染した場合も、他の感染者の方と同様に病状にあった医療機関への入院は可能です。その方の障害の特性と病院の医療体制、入院環境を患者またはご家族等に相談しながら入院調整を進めています。コミュニケーション支援については、iPad などの通信手段を導入している医療機関もあります。

本市では、感染拡大に十分に対応することができるよう、患者の最大推計値に対応する約160 床を、感染症指定医療機関である中央市民病院及び適切な感染予防策がとれる市内医療機関の連携のもと確保しています。さらに、感染拡大特別期の移行に伴い、25 床程度の病床確保に向けた調整を進めています。また、軽症、無症状の患者に対応するための宿泊療養施設については、3 か所で合計 298 室を確保しています。今後、さらに感染者が増加し、病床の運用が厳しい状況になる可能性もあるため、感染者の病状を見極めたうえで、各医療機関との連携、宿泊療養施設への転院などさらなる活用を図っていきます。

要望No. 1(1)

（要望内容）②重度障害者等の入院について

1人暮らしで常時支援が必要な重度障害者や変化に対応しにくく慣れた支援者が必要な障害者が感染した場合、入院はできますか。障害を理由とした入院が拒否されないようにしてください。入院ができたとしても、障害に応じた情報提供や見守り、介護が提供されなければ実質的に入院できません。新型コロナウイルス感染者を受け入れる病院に対して神戸市としてどのように働きかけていますか。また「入院中の重度訪問介護」や「重度障害児者入院時コミュニケーション支援事業」について、新型コロナ感染拡大以降、各病院にどのように周知しているか説明するとともに、宿泊療養ホテルの介護付き利用の可能性について障害担当部局からご回答ください。

（回 答）

常時支援が必要な方については、医療機関の看護体制を整えてもらいながら対応しています。入院後は、医療スタッフが感染防御対策をとりながら看護、介護を行っていますが、患者の普段の様子や介護や障害特性についてはご家族より情報提供いただき、本人の特性に合わせた看護や介護が行えるように患者調査時に確認しています。

また、ガイドラインをHPに掲載しており「入院中の重度訪問介護」についてもガイドラインで説明を行っています。入院中に重度訪問介護により具体的にどのような支援を行うかについては、「病院等との連携のもとに行う」とされ、「重度訪問介護事業所等と当該病院等が、利用者の病状等や病院等が行う治療等及び重度訪問介護の支援内容について共有した上で行う」とされています。本市も入院時に重度訪問介護を利用する場合は、直接、病院と連携を図り、支援内容等について確認を行っているところです。

**障問連****回 答 書**（令和 2 年度）要望No.  1 (1) 

（要望内容）

## ③グループホーム入居者について

感染疑いや感染事例がでた場合の支援について、速やかな検査や入院ができるような仕組みを構築すること。また正しい隔離に基づいた生活や療養ができるよう入院や多様な隔離生活を可能にする環境を整えてください。

（回 答）

感染疑いや感染事例については、まずはかかりつけ医に相談していただき、受診に際してはグループホームの方の協力を得ながら検査及び受診医療機関への調整を行っています。検査についても、濃厚接触者の方については神戸市の PCR 検査センターへの検査案内や施設での検査体制の調整を行っています。

また、施設内での隔離方法については、施設の所在地の保健センターが直接施設を訪問し、その場で施設の感染対策や入所者および職員への感染拡大させない介護方法等についてともに検討し、隔離生活への助言を行っています。

障問連

回 答 書 ( 令 和 2 年 度 )

要望No. 1- (1)

( 要 望 内 容 )

④防護服の支給について

障害者が入院できず自宅での支援が必要な場合や入院しても慣れた支援者の支援が必要な場合もあります。その際には防護服等の速やかな支給をお願いするとともに、防護服等の取り扱い方の研修などを神戸市として行ってください。

( 回 答 )

防護服等の衛生消耗品の個人の方への支給は、現在神戸市では行っておりません。

なお、新型コロナウイルス感染症の入院時等の対応については、病院の指示に従ってください。また、平成 30 年度より、障害支援区分6に該当し、病院等へ入院する前から重度訪問介護サービスを利用している方については、入院先でも同サービスをご利用いただけることになりましたので、区役所窓口でご相談ください。

**障問連****回 答 書**（令和2年度）要望No. 1 (2)

(要望内容)

## 【訪問系サービスの課題】

通所施設等は感染状況により閉鎖したり通所人数を制限したり等の対応が示されていますが、訪問系サービスは、自宅において支援が欠かさない障害者に対応しなければならないと示されています。もし利用者が感染あるいは濃厚接触、感染が疑われる発熱等の症状がある場合、ただでさえ逼迫した介護体制の中、どのように対応すればよいのか、ほとんどの事業所が大きな不安を抱えながら日々送っています。何人もの障害者、いくつもの事業所が掛け持ちして介護に入ってくれているヘルパーも多く、より一層感染予防・感染拡大防止の支援が必要です。また職員やヘルパーが発熱等の症状がある場合に一旦休業するとしても、どのような条件で職場復帰してよいのか、休業が長期になれば、特に一人暮らしをする障害者の介護体制は崩壊します。訪問系サービスの感染に係るこのような事態に対する対応要領を神戸市と示してください。

(回 答)

訪問系のサービスについては、利用者が新型コロナウイルスの濃厚接触者に該当しても、感染防止対策を徹底したうえでサービスを継続していただくなど、コロナ禍においても出来るだけサービスを継続していただく必要があります。本市では令和2年4月以降に「新型コロナウイルス対策の手引き」を訪問系と入所系・通所系にわけて作成し、HPに掲載しており、この手引きを参考に各事業所においても感染予防の徹底と「新型コロナウイルス対策マニュアル」の作成等と呼びかけているところです。また令和2年12月には国においても社会福祉施設職員等が新型コロナウイルスへの正しい認識を持つとともに、基本的な感染症対策を含めた共通理解を深めるよう感染対策マニュアルや業務ガイドラインを作成されたので、これらについても事業所に周知しています。

要望No. 1 (3)

（要望内容）

①障害当事者・家族・介護スタッフについて

障害当事者・家族・障害者支援に関わる職員やヘルパーが発熱等により感染が疑われたり濃厚接触した場合等に対して、「すぐに PCR 検査が受けられない、入院できない問題」が発生しています。とりわけヘルパーに支えられながらの単身障害者は、「しばらく様子を見る」ことが困難です。単身障害者への配慮を病院に周知するとともに、希望者全員が速やかに PCR 検査を受けられるようにしてください。

②無料化または一部補助

PCR 検査について無料で受けられるよう、または検査料の一部を補助する仕組みを検討され実施してください。

③検査をしてもらえる機関についての情報周知

PCR 検査を速やかに受けられる医療機関についての情報周知が進んでいません。

（回 答）

神戸市では、クラスターの防止と医療提供体制の安定的な確保のために、介護・障害入所施設において、直接介護にあたる職員を対象に積極的に検査を実施しています。11 月より、市内の検査を希望する介護・障害入所施設 125 施設、直接処遇職員約 5,900 名に対して、順次検査を開始し、今後定期的に検査を実施する予定です。高齢者・障害者入所施設において、陽性患者が発生した場合、上記に優先して、当該施設の入所者及び直接処遇従事者の全員に対して検査を実施しています。

また、上記以外の医療機関や社会福祉施設、学校などで陽性患者が確認され、感染の拡がり疑われるなど、クラスター（集団感染）の発生が懸念される場合には、濃厚接触者以外にも幅広く関係者を対象として積極的検査を実施しています。行政検査として実施するため費用負担はありません。

風邪の症状や発熱がある方は、かかりつけ医を受診されるか、新型コロナウイルス専用健康相談窓口（078-322-6250）までご相談ください。季節性インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の診察・検査を行う医療機関を「発熱等診療・検査医療機関」として指定しており、症状等から医師が総合的に判断して感染が疑われる場合、検査を実施します。この場合検査は保険適用され、自己負担分についても公費で負担されるため、自己負担の必要はありません。

（参考）自費検査を実施する検査機関（厚生労働省ホームページ）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19-jihikensa\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-jihikensa_00001.html)

**障問連****回 答 書**（令和 2 年度）要望No.  1 - (4) 

（要望内容）

【ひよどりの運用について】

介護者が新型コロナウイルスに感染した障害者に対し、一時的な受入施設として「保養センターひよどり」が設置されたことは、先進的な取り組みとして評価できます。ひよどりの利用状況を説明していただくと共に、ヘルパー付き利用など在宅施設との連携など利用者の立場に合った柔軟な運用と周知をお願いします。

（回 答）

「ひよどり」の利用者ですが、令和 2 年 12 月末時点で、障害者の受入はありません。当事業は、神戸市ホームページで周知しておりますが、対象者が発生した場合に速やかに対応できるよう努めているところです。

また、一時受入時には、介護職員、看護師が 24 時間体制で生活支援を行いますので、ヘルパー付き利用は想定しておりません。濃厚接触者を受け入れるにあたり、施設内で十分な感染予防対策を行う必要がありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

**障問連****回 答 書**（令和2年度）

要望No. 2（1）①

（要望内容）

報道によれば、HAT 神戸に小学校と特別支援学校を一体的に整備した新設校「灘の浜小学校」と「灘さくら支援学校」を来年4月に開校すると報じられていました。小学校と特別支援学校を一体的に整備するのは市内初で全国的にも珍しい例ですが、「一体的に整備」する目的を回答してください。

（回 答）

これまでも小学校と特別支援学校との交流は実施してきましたが「灘の浜小学校」と「灘さくら支援学校」を一体的に整備することで、給食や授業、行事といった特定の場面での交流だけでなく、休み時間なども含め、日常的に、また自然な形で接する機会が増え、相互理解がより進むものと考えています。



**障問連****回 答 書**（令和2年度）

要望No. 2. 教育（1）【インクルーシブ教育の実現】②（i）

（要望内容）

バリアフリー法が改正され、公立小中学校には新築時や大規模改修時のバリアフリー整備が義務付けられました。しかしそれだけでなくユニバーサルな視点から災害時の避難所指定されている既存の学校のバリアフリーの整備は急務です。また、公立小中学校において、移動に配慮が必要な障害児童の入学が予定される場合、先行してバリアフリー化を実施する柔軟な整備が必要です。神戸市立高校も併せ、神戸市教委としての方針と併せて考え方を回答してください。

（回 答）

学校施設のバリアフリー化については、新築・改築校では、「兵庫県福祉のまちづくり条例」に基づき、障害児童・生徒の在籍にかかわらず校舎建設時にバリアフリー化を行っています。

既設校においては、バリアフリー対策が必要な児童・生徒が在籍している、もしくは入学予定である学校に、設置スペースなどの建築技術面を検討の上、エレベータを優先的に設置しています。また、必要に応じて、スロープや手すりなどの整備も行っています。

改正されたバリアフリー法の趣旨を踏まえ、今後も、児童・生徒ができる限り充実した学校生活を送ることができるよう、また、避難所利用において不便となることがないように、整備に努めていきたいと考えています。

## 障問連

## 回 答 書 ( 令 和 2 年 度 )

要望No. 2(1)-②(ii)

(要望内容)

私たちは同じ敷地等、近隣に小中学校と特別支援学校を作るとは決してインクルーシブな在り方ではないと認識しています。なぜ地域の小中学校で多様な障害児生徒が、障害のない生徒と一緒に学び生活することができず、結果として特別支援学校への希望者が多いのでしょうか。障害者基本法に定められる「障害のある児童と障害のない児童が可能な限り共に学ぶ」在り方を、神戸市内でどのように推進していくのか、以下について回答してください。

(ii) 地域の小中学校で障害のある児童と障害のない児童が共に学べるために神戸市教委としてどのような施策を実施されているのか。「介助や見守りや学習支援に関する人的配置」「教材のユニバーサル化」、その他施策も含め資料及び文書により回答してください。

(回 答)

- ・本市としても、幼児期から障害者理解をすすめていくことは非常に重要であると認識しております。
- ・文部科学省からの通知では共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であることとされています。
- ・本市においても子供たちがそれぞれの目標に向かって生き生きと学んでいけるように、特別支援学校、特別支援学級など連続性のある多様な学びの場を用意しています。また、(障害者や健常者が)同じ場で共に学ぶことを追求するという点に関しては、障害のある子供と障害のない子供の交流の場を設定しています。
- ・小中学校の段階については、特別支援学校に在籍する児童生徒が地元の小中学校の活動に参加して交流したり、特別支援学級に在籍する児童生徒が通常の学級の児童生徒と共に学ぶ時間を設定したりするなど、障害のある子供と障害のない子供が共に学ぶ「交流及び共同学習」を積極的に実施しています。
- ・こういった取組を継続し、未来の社会を担う子供たちに、個性を尊重し支え合う姿勢と態度を育て、共生社会の実現に向けて支援していきたいと考えております。

## 障問連

## 回 答 書（令和2年度）

要望No. 2(1)-②(iii)

（要望内容）

私たちは同じ敷地等、近隣に小中学校と特別支援学校を作るとは決してインクルーシブな在り方ではないと認識しています。なぜ地域の小中学校で多様な障害児生徒が、障害のない生徒と一緒に学び生活することができず、結果として特別支援学校への希望者が多いのでしょうか。障害者基本法に定められる「障害のある児童と障害のない児童が可能な限り共に学ぶ」在り方を、神戸市内でどのように推進していくのか、以下について回答してください。

（iii）共に学ぶ教育の推進のためには現場の教職員への理解が求められます。神戸市教委としてインクルーシブ教育の考え方や理念を教職員にどのように啓発されているのか、配布される資料等があれば提供してください。

（回 答）

本市においても、インクルーシブ教育システムの構築のため、特別支援教育の充実を図ることが重要であると考えています。

その一つとして、初任者を対象に、教職員が必要な知識や専門性を身につけることができるよう、特別支援教育の基礎基本となる研修や児童生徒への支援の視点を学ぶ「特別支援学校参観」というような研修を実施しています。

次に、夏季休業中に、すべての校種の教職員の専門性向上を図るための研修として、障害のある子供の理解と支援に関わる内容を中心に、学校現場のニーズに合ったテーマ設定をした「特別支援教育夏期集中セミナー」を実施しています。また、学校内での特別支援教育推進の中核となる特別支援教育コーディネーターを養成するための研修も計画的に実施しています。

さらに、特別支援教育を推進していくためには、管理職がリーダーシップを発揮することが重要であることから、校園長研修や教頭研修を実施しています。

今後も、インクルーシブ教育システムの構築のため、より効果的で多様な研修体制の整備することにより、教職員の理解やスキルの向上に努め、様々な啓発を行っていきたいと考えます。

障問連

回 答 書 ( 令 和 2 年 度 )

要望No. 2(2)-①

( 要 望 内 容 )

訪問看護ステーション等を活用して実施される神戸市立小学校、中学校での「医療的ケアを必要とする児童への支援」に係り、以下の要望ならびに質問に回答してください。

①話し合い時点から直近の医療的ケア支援事業の実施学校数、対象児童数ならびに週何日程度か、1日の派遣時間、派遣の内容など実施状況、および看護師資格を有する特別支援教育支援員による支援状況について、小学校、中学校それぞれに回答してください。

( 回 答 )

(1) 医療的ケア支援事業実施状況

実施学校数及び人数・・・小学校12校(12名)、中学校1校(1名)

(令和2年12月1日現在)

		派遣内容	週あたりの派遣日数	1回の派遣時間
幼稚園		該当なし(12/15~派遣)	(2日)	(90分)
小学校	1	導尿	5日	30分
	2	薬剤吸入・服薬管理 酸素流量の確認	5日	90分
	3	喀痰吸引、経管栄養、人工呼吸器の管理	3日	180分
	4	薬剤吸入	5日	60分
	5	喀痰吸引、経管栄養、エアウェイのケア全般	5日	60分
	6	喀痰吸引、経管栄養	5日	120分
	7	インスリン注射	5日	120分
	8	喀痰吸引、経管栄養	4日	120分、180分
	9	インスリン注射	5日	30分
	10	酸素ボンベ管理、経管栄養	5日	120分
	11	吸引	5日	120分
	12	導尿	5日	30分×2回
中学校	1	消毒・包帯交換(創部の管理)	5日	120分

(2) 看護師資格を有する特別支援教育支援員支援状況

実施学校数及び回数・・・小学校3校(19回)、中学校0校

## 障問連

## 回 答 書（令和2年度）

要望No. 2(2)-②

（要望内容）

訪問看護ステーション等を活用して実施される神戸市立小学校、中学校での「医療的ケアを必要とする児童への支援」に係り、以下の要望ならびに質問に回答してください。

②週 10 時間の上限では、児童の状態像により保護者の負担は軽減されず、保護者の急用、急病等により児童の学習権が侵害されかねません。公的機関である公立学校には障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供義務が課されており、神戸市教育委員会として、週 10 時間上限という現在の在り方は同法に違反していると認識されていますか。あるいは同法の過重な負担に該当するとお考えですか。以上、神戸市教委としての認識と今後の方針を回答してください。

（回 答）

小中学校等の生活において医療的ケアが必要な児童生徒に対しては、神戸市立学校園における医療的ケア支援事業（訪問看護ステーションからの看護師派遣事業）に加え、特別支援教育支援員配置事業の看護師免許を有する支援員による医療的ケアを実施するなど、両制度とも看護師人材不足の課題があり、コロナ禍の中ではありますが、令和2年度も事業者等、関係者の協力のもと事業を実施することができました。

予算上の制約もある中、訪問看護ステーションからの看護師派遣については、週 10 時間を上限としていますが、先述したとおり、看護師免許を有する特別支援教育支援員もあわせて配置できるようにするなど、市としては、できる限りの合理的配慮に努めているところです。

今後も医療的ケアを必要とする幼児児童生徒について、本人の社会的自立と保護者の負担軽減を図るため、引き続き、実態に応じた柔軟な支援ができるよう検討していきたいと思えます。

## 障問連

## 回 答 書 ( 令 和 2 年 度 )

要望No. 2(2)-③

( 要 望 内 容 )

訪問看護ステーション等を活用して実施される神戸市立小学校、中学校での「医療的ケアを必要とする児童への支援」に係り、以下の要望ならびに質問に回答してください。

③兵庫県内の各市では様々な形態で看護師配置を行っています。定期的または概ね短時間の支援は訪問看護ステーションによる支援、常時医療的ケアが必要な児童には個別に看護師雇用の二本立ての制度が西宮市では実施されています。神戸市においてもこのように個別の児童の状態に合わせ柔軟に看護師を配置し、週 10 時間の上限を撤廃することを強く要望しますので真摯に回答してください。

( 回 答 )

小中学校等の生活において医療的ケアが必要な児童生徒に対しては、神戸市立学校園における医療的ケア支援事業（訪問看護ステーションからの看護師派遣事業）に加え、特別支援教育支援員配置事業の看護師免許を有する支援員による医療的ケアを実施するなど、両制度とも看護師人材不足の課題があり、コロナ禍の中ではありますが、令和 2 年度も事業者等、関係者の協力のもと事業を実施することができました。

予算上の制約もある中、訪問看護ステーションからの看護師派遣については、週 10 時間を上限としていますが、先述したとおり、看護師免許を有する特別支援教育支援員もあわせて配置できるようにするなど、市としては、できる限りの合理的配慮に努めているところです。今後も医療的ケアを必要とする幼児児童生徒について、本人の社会的自立と保護者の負担軽減を図るため、引き続き、実態に応じた柔軟な支援ができるよう検討していきたいと思っております。

障問連

回 答 書 ( 令 和 2 年 度 )

要望No. 2(2)-④

( 要 望 内 容 )

訪問看護ステーション等を活用して実施される神戸市立小学校、中学校での「医療的ケアを必要とする児童への支援」に係り、以下の要望ならびに質問に回答してください。

④医療的ケア支援事業では幼稚園および小中学校に限定されていますが、2年前から要望していますが、神戸市立高校にも対象拡大してください。2年前から強く要望している事項です。真摯に回答してください。

( 回 答 )

令和2年度より、神戸市立高等学校も対象に加えたところです。

**障問連****回 答 書**（令和 2 年度）

要望No. 2. 教育（3）【高校進学 of 課題】

（要望内容）

昨年度、「神戸市立定時制高校のあり方検討委員会」が開催され報告書がまとめられたと聞きます。

神戸市立定時制高校が今後どのように改変されていくのか回答してください。

（回 答）

- 市立定時制高校の今後のあり方及び方向性について、ご意見をいただくため、令和元年度に「神戸市立定時制高校のあり方検討委員会」を開催し、令和 2 年 3 月 26 日に報告書が提出されました。
- 報告書では、昼間部拡充や三修制導入に必要な教室共用の解消のための施設整備、教育活動面における取組の充実、外部と連携しての取組等、といった提言をいただきました。
- 現在、いただいた提言を踏まえ、どのように対応していくのかについて、実現可能性も含め、検討しているところです。



**障問連****回 答 書**（令和2年度）要望No.  3-（1）

（要望内容）

昨年の回答において2019年度内に高学年の希望児童受入が全て完了するとのことでした。2019年度及び話し合い時点での2020年度の市内の学童保育における低学年・高学年それぞれの障害児童の受入状況を資料提供してください。また毎年お尋ねしている小学校内では低学年、高学年は近くの児童館等へのリレー方式で対応している小学校区は何箇所あるのかもあわせてご回答ください。

（回 答）

神戸市では、障がいのある児童が放課後児童クラブへの入会を希望される場合、可能な範囲で受け入れることとしています。

障がい児受入にあたっては、手すりやスロープの設置、段差をなくすような設計、洋式トイレの設置などの必要な施設整備や職員加配にかかる運営費の加算を行い、公設施設で受け入れている障がい児は低学年264名、高学年115名の計379名（令和2年7月時点）です。

また、現在放課後児童クラブのある全ての小学校区において高学年の希望児童受入が完了していますが、一つの建物で全学年を受け入れることが困難な施設については、学年によって利用していただく施設を分けている場合もあります。今年度の公設の放課後児童クラブの総数は192か所（155校区）であり、そのうち低学年までは小学校内で受け入れを行い、高学年になると受け入れを児童館等に移行する小学校区は23校区あります。

引き続き児童が安心して利用できる放課後の居場所づくりに取り組んでいきます。

障問連

回 答 書 ( 令 和 2 年 度 )

要望No. 3- (2)

( 要 望 内 容 )

学童保育での医療的ケアが必要な児童の受入状況および看護師配置等の補助の状況を明らかにして下さい。

( 回 答 )

医療的ケアが必要な児童の受け入れについて、神戸市の放課後児童クラブにおいては、現在のところ医療的ケアが必要な児童の受け入れに対応するための看護師等の配置に係る補助は実施していません。

現在、民設学童保育施設では1か所で医療的ケア児の受け入れを行っております。

学童保育へのニーズが多様化しているため、今後医療的ケア児の受け入れについてニーズが出てきた場合に公設学童保育施設においてどのように対応していくか検討してまいります。

**障問連****回 答 書**（令和 2 年度）要望No.  3 - (3) 

（要望内容）

学童保育への障害児受入加算における重度加算の創設等、助成金の増額を行ってください。

（回 答）

今年度も障がい児受入加算の単価の引き上げを行い、障がい児の受け入れが 1～2 人の施設には 1,900 千円/年、障がい児の受け入れが 3 人以上の施設には 1 人あたり 950 千円/年と増額いたしました。厳しい財政状況ではありますが、障がい児が学童保育において必要とすることや、障がい児を受入れるにあたり施設において必要とする体制等について調査をしながら、今後も障がい児受入加算の充実に努めていきたいと考えております。

じて意見を伺いながら策定しました。

三宮構想会議などでは、三宮周辺地区について、「乗り換え動線がわかりづらい」「駅から周辺のまちへのつながりが弱い」「広場など人のための空間が少ない」などの様々な課題が提起され、現在これらの課題を解決するために、人と公共交通優先の広場空間「三宮クロススクエア」の創出や、JR 新駅ビルや新たなバスターミナルの計画に合わせてバリアフリーに対応した歩行者動線の確保を図るための歩行者デッキの整備、またビル内での公共動線の確保等に取り組んでいます。また本庁舎 2 号館につきましても、震災の被害と老朽化、バリアフリーへの対応が十分ではない等の理由により、建て替えを進めているところです。

神戸市は「えき～まち空間基本計画」策定後、平成 30 年 10 月に「神戸市身体障害者団体連合会」、同年 12 月に「NPO 法人神戸ろうあ協会」にて説明会を開催するなど、都心三宮再整備について市民の皆様にご理解頂けるよう努めております。また更なるご要望にお応えするため、都心三宮再整備課では出前トークの受付も行っており、20 名以上の市民の方であればどなたでもお申込み頂けますので、ご利用下さいますよう宜しくお願い申し上げます。

要望No. 4 (1)

( 要望内容 )

【バリアフリー基本構想・マスタープランへの当事者参画】

2020年度は、現在の神戸市バリアフリー基本構想の目標年度であり、新しいバリアフリー基本構想策定にむけ、バリアフリー推進会議等の取り組みが進められていることと思います。一昨年の回答集会において、バリアフリー基本構想を策定している市町はマスタープランを策定しなくてよいとの見解を示されましたが、当会の認識と異なります。マスタープラン不要の根拠通知を示すとともに、明石市が実施しているような、マスタープランをあらためて策定し、神戸市全体のバリアフリー化の方針を示すよう求めます。また、基本構想及びマスタープランへの当事者参画はきわめて重要です。基本構想およびマスタープランの検討状況を明らかにしていただくとともに、幅広く当事者への意見の聴取を行って下さい。とりわけ三宮再整備構想に関して、高齢者や障害者に対する説明会を開催するなど理解を深める取り組みを行って下さい。

( 回 答 )

従来の基本構想は策定までのハードルが高く、地方公共団体での策定がなかなか進まない状況だったため、バリアフリー法の改正に伴い、着手しやすい枠組みとしてマスタープランの策定が推奨されました。

本市では、法改正以前より、「神戸市バリアフリー基本構想」を策定しており、市全体のバリアフリーに対する考え方を掲げ、ハード面だけでなく、ソフト面での取り組みも掲げており、国の求めるマスタープランに記載する内容も十分に含まれています。

ご指摘の明石市は、バリアフリー法律に基づく基本構想を作成していない状況のもと、令和元年度にマスタープランを策定したところです。

なお、今回明石市が作成したマスタープランにも、具体的な取り組みについては、今後、基本構想の策定の中で検討すると記載されています。

本市の基本構想は、「ひとにやさしいまちづくり、ひとがやさしいまちづくり」を理念とし、これを実現するために、「ユニバーサルデザインや神戸の特性に配慮した施設等の改善・整備」、「多様でわかりやすい適切な情報の提供」「施設の職員および市民による心のバリアフリーの推進」、「持続的に取り組むバリアフリー」の4つの基本方針によりバリアフリー化を進めています。

本年度は、現基本構想の検証を行っており、次年度以降、タウンウォッチングや神戸市バリアフリー推進会議、パブリックコメント等を通して、幅広く当事者のご意見を聞きながら新たに基本構想を策定する予定です。

また、神戸の玄関口である三宮の再整備について、市民、事業者、行政が目指すべき将来像を共有し、その実現に向けて協働で取り組むため、平成27年9月に三宮周辺地区の「『再整備基本構想』」を三宮構想会議など様々な機会を通

## 障問連

## 回 答 書 ( 令 和 2 年 度 )

要望No. 4 (2)

( 要 望 内 容 )

【ホームドア等】

神戸市営地下鉄三宮駅などで設置が進められていますが、ホームドア又は可動式ホーム柵の整備に関する交通局及び民間事業者における今後の設置計画について報告してください。

( 回 答 )

市内のホーム柵整備状況については、神戸新交通全線、地下鉄三宮駅、JR六甲道駅上り線1線、JR三ノ宮駅2番線・3番線、新幹線新神戸駅で整備済みです。

国は、1日平均乗降客数が10万人以上の駅について、ホーム柵の優先整備を求めており、これを受け、民間鉄道事業者は整備・研究を進めています。

ちなみに、市内で上記要件を満たす駅は、JR三ノ宮駅、神戸駅、阪急神戸三宮駅、阪神神戸三宮駅、市営地下鉄三宮駅の5駅となっています。

未整備駅の現状についてですが、JRは、神戸駅の2番線・5番線において、令和2年度完成に向けて、整備を進めており、残りの三ノ宮駅および神戸駅の未整備のホームについても整備の方針を表明しています。

阪神は、神戸三宮駅の1番線・3番線を令和2年度中に、2番線を令和3年度中にそれぞれ完成させる予定です。

阪急は、神戸三宮駅全4線において、令和2年度完成予定です。

また、上記要件の対象外である阪急春日野道駅についても、バリアフリー化工事と併せて、令和4年度の完成を予定しています。

神戸市交通局では、ホームからの転落防止や列車との接触事故防止対策は重要な課題と認識しており、可動式ホーム柵設置については、国の補助制度を活用しながらその推進に取り組んでいます。

プラットホームの可動式ホーム柵につきましては、西神・山手線三宮駅へ設置し、平成30年3月3日より稼働しております。今後についても、令和2年12月に設置事業者との契約を締結し、令和5年度末までに西神・山手線及び北神線全駅に設置するという方針のもと、準備を進めております。

## 障問連

## 回 答 書 ( 令 和 2 年 度 )

要望No. 03 (4-3)

(要望内容)【市営地下鉄新車両と単独乗降】

昨年度の回答集会で、新車両の導入とともにホームの整備を進め、車椅子障害者の単独乗降を目指して整備を進めると回答をいただきました。新車両導入後のホームとの隙間及び段差の解消に向けた取組みの進行状況を説明してください。

(回 答)

(西神・山手線及び北神線)

ホームと車両との段差を解消するには、ホームと車両の双方での対応が必要となります。

新型車両はこれまでの車両に比べ、床面高さを下げることで、段差を少なくできるようにしています。しかし、車両の床面高さは、乗車率、車輪の摩耗等により、最大で4～5cm変わってくることで、ホームの高さも駅によって数cmの範囲でバラつきがあることから、車両だけで段差を解消することは困難です。そのため、現在計画を進めている可動式ホーム柵設置時に、乗降位置のホーム高さを調整し、段差が最大で2～3cmとなるように整備を進めていきます。

また、ホームと車両のすき間についても、可動式ホーム柵設置時に、ホーム先端にゴム製部材を設置するなどして、標準で5cm、最大でも7cm以下となるよう縮小していきます。

今後の改修について、令和5年度末を目標に、全車(北神車両を含む)を新型車両に更新し、全駅に可動式ホーム柵を設置する計画としており、ホームと車両の段差・すき間についてもそれにあわせて縮小していきます。

(海岸線)

海岸線についても、今後、車両更新やホームドア設置にあわせて段差等の縮小を検討していきます。

**障問連****回 答 書**（令和2年度）

要望No. 4 (4) ①②③

（要望内容）

## 【高速走行バスの車椅子乗車】

長年の課題である車椅子利用者の高速バス利用について要望します。神戸市は兵庫県の中心都市として、神戸市から各都市へ行くための高速バスが多数あります。また神戸空港利用のためのリムジンバスも重要な交通手段です。高速バス利用が必要な障害者の日常の移動が制限されるのはあってはならないことです。地方部と都市部を結ぶ高速バス路線など高速バスに車いす利用者が乗車拒否されることがないようにバリアフリー施策を推進してください。

①国の整備計画と同様、神戸市として高速バスのバリアフリー化の目標を設定して、バス事業者を支援する予算を確保してください。

②すぐに、基準適合バス車両を導入できない場合、例えば障害者がバスの座席へ移乗する際や車いすのトランクへの積載など乗務員による支援や、バス利用方法に関する車いすユーザーへの周知などについてバス事業者がソフト対策を講じることにより、バス乗車を拒否することがないように指導を徹底してください。

③国に対して、床の高さが移動円滑化基準に適合しない高速バスを認定する場合に、車椅子スペースの設置、同スペースまでの通路幅などに関する同基準を併せて適用除外としている現行認定運用を止めるよう要望してください。

（回 答）

バスのバリアフリー化につきましては、各バス事業者の判断により実施されるものではありますが、本市としても整備を進める必要がある重要な課題と認識しております。

本市では、日常生活における移動支援という観点から、まずは近距離輸送の手段である乗り合いバスのバリアフリー化を推進するため、市内を走行する乗り合いバスとしてノンステップバスを導入する場合、その導入費用の一部を補助することとしています。

いただきました国への要望につきましては、機会のあるごとにお伝えします。



**障問連****回 答 書**（令和 2 年度）

要望No. 5 (1) ①

（要望内容）

市職員採用の任命権者ごとの、最新の障害者雇用率、障害者数及びダブルカウントできる重度障害者数について回答してください。

（回 答）

・令和 2 年 6 月 1 日現在

	特例認定	水道局	交通局
障害者数	273人	14人	15人
障害者雇用率	2.08%	2.71%	2.98%
（うち重度障害者）	119人	8人	4人

（参考）特例認定制度について

障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）の第 42 条に規定されており、障害者の雇用の促進及び安定を図るため、地方公共団体の機関の任命権者及びその他の機関の任命権者の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合、障害者雇用率を合算できる制度です。

神戸市では、平成 25 年度より、市長の事務部局と教育委員会は特例認定を受けており、両者の数値を合算して兵庫労働局へ報告しています。

**障問連**

**回 答 書**（令和2年度）

要望No. 5(1)②

（要望内容）障害のある学校教員は、児童生徒への障害理解や共に生き共に働くあり方をより明確に示すものであり、障害者差別解消の観点からも雇用促進が求められます。神戸市立学校の障害種別ごとの雇用状況を回答してください。昨年度より教員採用試験において障害者特別選考を導入したとのことですが、改善状況を報告してください。

（回 答） 障害のある教員の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園それぞれの障害種別ごとの2020年度の雇用状況については、以下のとおり。

小学校	肢体不自由	9名
	内部障害	11名
	聴覚障害	1名
中学校	肢体不自由	8名
	内部障害	7名
	咀嚼機能障害	1名
	視覚障害	1名
高等学校	肢体不自由	4名
	内部障害	4名
	視覚障害	1名
	聴覚障害	1名
特別支援学校	肢体不自由	3名
	内部障害	2名
	視覚障害	7名
	聴覚障害	2名
幼稚園	肢体不自由	2名

また、昨年度の教員採用試験より導入した障害者特別選考の実施状況は、下表のとおり。いずれの年度においても、最終合格には至っていない。

実施年	障害種別	受験者数	合計
2019年実施	肢体不自由	2名	3名 (1次合格は0名)
	精神障害	1名	
2020年実施	肢体不自由	1名	5名 (1次合格は1名だったが、2次辞退)
	内部障害	2名	
	精神障害	2名	

要望No. 5 (2)

( 要 望 内 容 )

【雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業について】

雇用政策との連携による重度障害者等就労支援特別事業が始まります。同事業は地域生活支援の任意事業とされているため、財政的な理由も含め推進されるかどうか危惧します。神戸市として同事業をどのように推進していくのかお尋ねします。また通勤や就労中も重度訪問介護の利用が認められるよう国に働きかけてください。また次期神戸市障がい者保健福祉計画にも数値目標としてどのように設定されるのか回答してください。(文書回答)

( 回 答 )

重度障害者等就労支援特別事業については、利用者のニーズを調査し、適切な制度設計をしていく必要性があり、本市では他都市の状況も参考にしながら検討してまいります。

現在のところ、通勤や就労中については重度訪問介護をご利用いただけません。平成 27 年 12 月に出された社会保障審議会障害者部会報告書「障害者総合支援法施行 3 年後の見直しについて」においては、「障害者等の通勤・通学等に関する移動支援については、福祉政策のみならず、関係省庁とも連携し、事業者、教育機関、公共交通機関等による合理的配慮の対応、教育政策や労働政策との連携、地方公共団体(福祉部局、教育委員会等)における取組等を総合的に進めていくべきである。その上で、福祉政策として実施すべき内容について引き続き検討を進めるとともに、まずは、通勤・通学に関する訓練を就労移行支援や障害児通所支援により実施することとし、これを必要に応じて評価すべきである。」とあり、平成 28 年 5 月の障害者総合支援法の改正においては、附帯決議にも盛り込まれています。

同報告書に「基本的に現行の個別給付と地域生活支援事業による支援の枠組みを維持」すると示されましたが、今回、重度障害者等就労支援特別事業が地域生活支援事業として創設されました。しかし地域生活支援事業としては十分な財政措置がとられておらず、地域ごとにサービス内容にもばらつきが生じることから、自立支援給付に位置付け、財政措置が確保できるよう国に要望すると共に、今後の国の動向に留意してまいります。

なお、次期神戸市障がい者プランにおける数値目標については設定する予定はありません。

要望No.  6 ( 1 ) ①

( 要望内容 )

【第2弾見直しに当事者参画を】

さらなるガイドライン見直し作業について、当事者・行政・相談支援やサービス提供事業者が参画した協議プロセスが肝要です。当事者等が参画する検討の場を設けてください。

( 回 答 )

本市では障害福祉サービスのガイドラインの見直しを行い令和2年度4月1日より、新しいガイドラインでの運用を開始していますが、未対応の課題や見直しの対象外となったサービスについて、引き続きガイドラインの見直しを行うこととしています。

今後、見直しを進めるうえでは、障害者・家族・支援者の方々から様々な意見をうかがい、それらの意見を参考にしながら進める予定です。さらに前回と同様、ガイドラインの案については、神戸市障害者施策推進協議会に諮り、パブリックコメントで意見を募ることも予定しています。

要望No. 6(1)②

(要望内容)

【標準支給量への深夜帯加算の実現】

現在の標準支給量を基にした支給決定では、深夜に介護が必要な重度障害者の一人暮らしを実現することは困難であり、各区で混乱が生じ、あきらかに上手くいきません。深夜帯に事業所を確保した一人暮らしが現実的に実現できる支給決定を私たちは望みます。標準支給量への深夜帯加算を初めとして、地域生活を可能とする標準支給量に対するふみこんだ検討を行って下さい。

(回 答)

障害者総合支援法では、支給決定について、障害者本人や家族のサービス利用に関する意向を基に、障害者の心身の状況、社会活動や介護者、居住等の状況を考慮した上で、適切なサービス量を決定することとされています。これまでも、聴き取り調査、訪問調査などにより、できる限り各個人の状況について把握したうえで、障害支援区分や介護者の状況に基づく「標準支給量」に照らし合わせ支給決定を行っています。

支給量審査基準は、支給決定を公平かつ適正に行うため、「基準」として定めているもので、標準支給量が上限でなく、深夜帯も含め必要に応じ個別対応をしております。

要望No. 6 ( 1 ) ③

( 要 望 内 容 )

【非定型ルール及び非定型審査会について】

一人一人の生活には個別性があります。「非定型ケースがあって当たり前」との認識をもとに公費で賄うべき支給量の適否の判断と共に、その人が望む地域生活の実現・維持についても総合支援法の理念に則って判断・助言が行われるような透明性のある非定型審査会が必要です。審査会委員として地域生活を実践している障害当事者委員を採用してください。また昨年度および今年度4月～9月までの非定型審査会の開催状況を示してください。

( 回 答 )

厚生労働省の通知「介護給付費等の支給決定について」において、個々の障害者の事情に応じ、支給決定基準（標準支給量）と異なる支給決定（いわゆる「非定型」の支給決定）を行う必要がある場合が想定されることから、市町村はあらかじめ「非定型」の判断基準等を定めておくことが望ましく「非定型」の支給決定を行うに当たっては、支給決定案について市町村審査会の意見を聴いた上で個別に適切な支給量を定めることとされています。

本市においても、国のこの通知に従い、個々の障害者の事情によって標準支給量を超える時間数を算定する場合は、障害者の状況、意向をよく聞き取ったうえで、ガイドラインに定める要件に該当する場合は標準支給量の1.5倍までは区役所で決定し、さらにそれを超える場合等は、「非定型審査会」の意見を聴取し決定を行うこととしている。

非定型審査会の委員については、障害者の実情に通じた者のうちから、障害保健福祉の学識経験を有する者であって、中立かつ公正な立場で審査が行える者とされており、この基準にしたがい委員の任命を行っています。

また、開催状況について、令和元年度においては5ケース、令和2年度は9月末までに1ケースについて意見をうかがい、それぞれ支給決定を行っています。

内訳) 居宅介護	令和元年度	0回	令和2年度(～9月末)	0回
重度訪問介護	令和元年度	5回	令和2年度(～9月末)	1回

障問連

回 答 書 ( 令 和 2 年 度 )

要望No. 6(2)①

( 要 望 内 容 )

【重度訪問介護の対象拡大】

神戸市内での知的障害者・精神障害者の重度訪問介護利用が進んでいません。各区役所担当者や相談支援事業者を通じて当事者・家族・関係者へのさらなる周知を取り組んでください。また現時点で、神戸市内で知的障害者・精神障害者が重度訪問介護の利用にいたった人数を回答して下さい。(文書回答)

( 回 答 )

ガイドラインのHPへの掲載など、制度の周知を図っているところであり、引き続き周知に努めます。

なおこれまで神戸市内で知的障害者・精神障害者が重度訪問介護の利用にいたった方はおられません。

障問連

回 答 書 ( 令 和 2 年 度 )

要望No. 6(2)②

( 要 望 内 容 )

【重度訪問介護の入院時使用及び入院時コミュニケーション支援事業について】

重度訪問介護の入院時利用について、国に対して「区分6、入院前に重訪利用していた者」という制限を撤廃し、「区分4以上、重訪対象者」まで早急に拡大するよう強く要望して下さい。また入院時コミュニケーション支援の昨年度の利用人数・利用時間についてご回答下さい。

( 回 答 )

重度訪問介護の入院時使用については、日常的に重度訪問介護を利用している支援区分6の者と定められています。

本市としては今後の国の動向に注視し、必要に応じて、制度の在り方として国に対して要望してまいりたいと思います。

入院時コミュニケーション支援の令和元年度の利用人数は6名、総利用時間数は115時間です。



障問連

回 答 書 ( 令 和 2 年 度 )

要望No. 6(2)③

( 要 望 内 容 )

【重度訪問介護・同行支援について】

熟練ヘルパーによる同行支援について、昨年度の利用人数・利用時間についてご回答いただくとともに、新規採用をヘルパーだけに限定せず、介護の習熟に時間の要する障害者の介護に初めて関わるヘルパーまで拡大するよう国に要望してください。(文書回答)

( 回 答 )

同行支援の令和元年度の利用者数は5人、410時間です。

本市としては今後の国の動向に注視し、必要に応じて、制度の在り方として国に対して要望してまいりたいと思います。

障問連

回 答 書 ( 令 和 2 年 度 )

要望No. 6(3)

( 要 望 内 容 )

【移動支援Q&Aについて】

2018年に発生した中抜き問題を受けて、移動支援Q&Aを作成すること、昨年の回答では作成中との説明がありました。現在の進捗状況を明らかにして下さい。

( 回 答 )

移動支援Q&Aにつきましては、現在、他都市の状況を調査するなど作業を行っており、内容を精査した上で、どのように広報するのが効果的であるか現在検討中です。

要望No. 6（4）

（要望内容）

【介護保険との併給について】

介護保険の併給に際して、障害状況が変わらないなら従来のサービス水準を引き下げることがないようにしなくてはなりません。介護保険を利用したことにより、要介護認定の関係でデイサービスに通所できる日数が減少する例もあります。デイサービスと生活介護の併給等丁寧なプラン作成が必要です。また、障害特有サービスは継続できるといいながら、同行支援による通院支援を通院等介助に切り替えを迫られる例もあります。供給時に発生するトラブルをふまえ、対策を講じて下さい。

（回 答）

神戸市では介護保険の該当者である場合の自立支援給付の支給について、平成 29 年 2 月に「神戸市の取扱い基準」の見直しを行い、「介護保険移行前後で必要とされるサービスの支給量が大きく変化しないよう」居宅介護や重度訪問介護について、上乘せ基準を緩和しています。

なお障害福祉サービス利用者が介護保険サービスを利用するに当たっては、①指定特定相談支援事業所の相談支援専門員がモニタリングを通じて、必要な介護保険サービスを円滑に利用できるよう利用者に対し、介護保険制度に関する案内を行うこと、②介護保険サービスの利用に際しては、本人に了解の上、利用する指定居宅介護支援事業所等に対し、利用者の状態や障害福祉サービスの利用状況等サービス等利用計画に記載されている情報を提供するよう適切に引継ぎすることになっています。

また介護保険サービス利用開始後も引き続き障害福祉サービスを利用する場合は、サービス担当者会議等を活用して相談支援専門員と介護支援専門員が随時情報共有を図ることになっています。

さらに本市では、障害福祉サービスを利用されている方が 65 歳に到達される場合、事前に介護保険の申請について窓口で説明を行うほか、電話や文書等で案内を行い、お住まいの近くのあんしんすこやかセンターをご案内する等しています。

また、介護保険の申請後、非該当となった場合や上乘せが必要な場合には、区と地域包括支援センター（えがおの窓口）とが連携し、障害福祉サービスの利用について相談に応じるよう努めています。

今後も利用者に丁寧に説明し、併給時にトラブルが発生しないよう努めてまいります。

ホームしおかぜ508			508号	3名
ホームしおかぜ509			509号	2名
ホームしおかぜ510			510号	2名
長閑	神戸ぶどうの樹	桃山台第2鉄筋住宅2号棟	406号	3名
こぐま第1ホーム	こぐまくらぶ	南多聞台第1鉄筋住宅3号棟	104号	3名
こぐま第2ホーム		南多聞台第2鉄筋住宅2号棟	104号	3名
こぐま第3ホーム		神陵台鉄筋住宅	201号	3名
グループホームみなみたまもん	神戸聖隷福祉事業団	南多聞台第2鉄筋住宅1号棟	201号 202号	5名
ホームひまわり	シティライト	大開高層住宅1号棟	1115号	4名
			119号	3名
なごみ 306	寿栄会	鹿の子台南鉄筋住宅2号棟	306号	2名
なごみ 101			101号	3名

参考資料

1. グループホーム整備状況

	東灘	灘	中央	兵庫	北	長田	須磨	垂水	西	小計	市外	合計
住居数	5	4	6	6	55	11	14	20	37	158	10	168
定員数	24	16	38	23	258	48	62	102	195	766	44	810

2. 市営住宅の活用事例（7団地14戸定員35名）

施設名称	法人名	住宅・号棟	号室	定員
西大池ホーム201	陽気会	西大池第4住宅211号棟	201号	4名
西大池ホーム301			301号	4名
山の街ホーム		山の街住宅6号棟	509号	2名
		山の街住宅10号棟	509号	2名
グループホームさくら	上野丘さつき会	西大池第4住宅210号棟	3109号	3名
いかりホーム1	いかり	西落合住宅235号棟	404号	2名
いかりホーム2		西落合住宅245号棟	202号	2名
ホームさかえ	上野丘さつき会	栄住宅4号棟	501号	4名
		栄住宅8号棟	506号	
佑（ホーム佑友）	くすのき会	ひよどり台住宅64号棟	506号	2名
友（ホーム佑友）		ひよどり台住宅65号棟	508号	2名
グループホーム西落合	神戸聖隷福祉事業団	南落合住宅190号棟	103号	5名
			104号	
レモングラス	コミュニティ・ライフサポートいずみ	鈴蘭台東第3住宅5号棟	301号	3名

※網掛け：平成24年以降募集分

3. 市内県営住宅の活用事例（11団地20戸定員52名）

施設名称	法人名	住宅・号棟	号室	定員
白川台ホーム	新緑福祉会	白川台鉄筋住宅2号棟	76号	2名
			80号	2名
			51号	2名
ひだまり	リハビリセンターひょうご	玉津王塚高層住宅	101号	2名
ひだまり2			105号	2名
にじいろホーム			玉津今津鉄筋住宅36号棟	201号
ホームしおかぜ303	Gネット	城が山鉄筋住宅	303号	3名

また、市営住宅の空き家の障害者グループホームへの活用については、市営住宅を所管する建築住宅局と連携し、平成24年度以降、毎年度1回程度、運営希望法人を募集しています。令和2年4月1日現在で7団地14戸定員35名分が開設されています。今年度は10月から11月にかけて、東灘区、中央区、兵庫区、長田区、須磨区の住宅について運営希望法人を募集しました。今後も建築住宅局と連携し、郊外だけでなく市街地の市営住宅の空き家についても公募できるよう努めていきます。

なお、県の事業としても、県営住宅を活用したグループホーム事業も行われています（令和2年4月1日現在、11団地20戸定員52名分）。

#### 【建築住宅局】

- 平成8年の公営住宅法の改正に伴い、市営住宅を精神障害者及び知的障害者を対象としたグループホーム事業へ活用することが可能となり、その後、平成12年に認知症高齢者が追加され、さらに平成21年には身体障害者も追加されました。
- 市営住宅のグループホームとしての使用実績は、令和2年12月末現在、知的障害者グループホームとして、須磨区・北区・西区の7団地で14戸、認知症高齢者グループホームとして、東灘区・須磨区の2団地で28戸、それぞれ設置しております。
- 公営住宅でのグループホームの開設は、事業実施法人等の募集を福祉局が行い、地域での福祉的ニーズを確認したうえで、空住戸を提供しています。
- 今年度も北区でも2住戸開設予定であります。
- 開設を希望する団体と福祉局と連携を図り、新規開設に向けて支援を行っていきます。
- 今後とも、事業者のニーズや設置状況を考慮しながら、提供する住戸を精査することにより市営住宅を活用したグループホームの設置が進むよう取り組んでいきたいと考えています。

要望No. 6 (5) ①

( 要望内容 )

【グループホーム数及び地域偏在、公営住宅での開設について】

障害者が地域で安心して生活するためには、住まいの場の確保が必要不可欠です。年間定員 50 人増を目指して取り組まれていると認識していますが、なかなか増えている実感がありません。以下要望します。

- ① 2019 年度の定員 810 人、76 人増で目標を達成したことになっています。定員の区ごとの内訳及び増加した定員 76 人の区ごとの内訳を明らかにしてください。長年の懸念になっている地域偏在解消に向けて、次期障がい者保健福祉計画及び障がい福祉計画において区ごとの目標数値の設定と公開を行ってください。近年グループホームの数が伸びている須磨区・垂水区では県営住宅の利用数が効果を出しています。東部地域での状況改善の参考にするべきではないでしょうか。公営住宅での開設に向けて住宅担当部局・福祉担当部局双方からの進捗状況と今後の計画について回答を求めます。

( 回 答 ) 【障害福祉課】

グループホーム数について、令和2年4月1日時点で168住居810人分が整備されています。区ごとの内訳および増加数については、東灘区24人(10人増加)、灘区16人(増減なし)、中央区38人(6人増加)、兵庫区23人(増減なし)、北区258人(5人増加)、長田区48人(3人増加)、須磨区62人(23人増加)、垂水区102人(20人増加)、西区195人(22人増加)、市外44人(13人減少)となっております。

市で実施しているグループホーム整備に対する補助金については、地域偏在解消のため、平成30年度より人口集中地区での新規開設又は創設の場合の補助率を拡充することにより、市街地での障害者グループホームの整備促進を図っています。令和元年度においては、人口集中地区での新規開設について補助金を活用したものが6住居38人となっております。今後も、本事業により、人口集中地区での整備を促進していきます。

東部4区においては、支援体制確保のために連携できる施設が少ないことも、障害者グループホームの整備が進まない一因であるかと思いますが、東部地域に限らず、市全体として障害者グループホームとなる候補物件が見つかりにくいことが課題であると考えています。そのため、神戸市障がい者プランにおいては区ごとの目標数値は設定せず、市全体のグループホームの整備促進を引き続き図ります。

市では、平成28年度より、障害者グループホームへの活用が可能な民間住宅を、不動産取引業者を介して募集し、障害者グループホームの運営を希望する法人に紹介する事業を始めています。これまで10回、物件募集を行い、東灘区で2件、灘区で1件、北区で6件、長田区で1件、西区で1件の物件を紹介させていただきました。法的な制約などから、障害者グループホームへの活用可能な物件は、なかなか見つかりにくい状況ですが、不動産取引業者の協力も得て、より多くの物件を紹介できるよう努めていきます。

要望No. 6-(5)-②

（要望内容）【個別ヘルパーの利用及びサテライト型住居について】

経過措置とされている「個別ヘルパー利用」を恒久化し、サテライト型の利用年限を撤廃するよう、国に要望してください。また「個別ヘルパー利用」については、新規利用者の申し込みにも対応するよう各区役所に周知してください。

グループホームでのサテライト型住居については、様々な利用者のニーズに合わせた対応が求められることから、期限の柔軟な運用を行うこと及び、利用期限の撤廃を国に要望してください。

（回 答）

グループホーム利用者のホームヘルプサービスの利用について、入居中は居宅介護及び重度訪問介護を利用することはできませんが、下記に該当の場合は利用可能です。①区分1以上、かつ、慢性疾患等の障害者であって、医師の指示により、定期的に通院を必要とする者は、個別支援計画に位置付けられている場合に、2回/月を限度に通院等介助の利用が認められます。②重度の障害者が利用するグループホームにおいて、食事や入浴、排せつ時に複数の支援員の対応が必要な場合など、一時的に職員の加配が必要と考えられるため、障害支援区分4以上、かつ、行動援護または重度訪問介護の対象となる者については、個人単位でホームヘルプの利用が認められます。③障害支援区分4以上の者で、一時的に身体介護の個別支援が必要となる者については、個別支援計画にホームヘルプサービスの利用が位置づけられていること、グループホームでのホームヘルプサービス利用について市町村が必要と認めた場合においては身体介護について利用が認められます。

②、③については令和2年度末までの経過措置となっていますが、令和5年度末までの経過措置の延長について厚生労働省がパブリックコメントを行っており、今後国の動向に注視してまいります。

グループホームにおけるホームヘルプサービスの利用については、本市では従前より各区のあんしんすこやか係で相談を受理し、必要に応じて決定を行っています。

サテライト型住居は、国の基準省令において、原則3年の間に一般住宅等へ移行できるよう計画的な支援を行うこととされていますが、一律的な運用をするものではなく、サテライト型住居に入居してから3年を超える場合でも、引き続き当該住居を利用することにより単身生活への移行が具体的に見込まれる場合等については、市町村審査会における個別の判断により、3年を超える利用を認めています。また、指定共同生活援助が不要になっても、当該サテライト型住居の契約を事業者から入居者個人に切り替えることで、そのまま住み慣れた住居で生活し続けることができるようにするなど、柔軟な運用や配慮をすることとしています。

一人暮らしを希望されているグループホーム利用者の方が、安心して地域生活に移行していけるよう引き続き制度の適切かつ柔軟な運用に努めてまいります。



要望No. 7

( 要望内容 )

【地域移行の状況及び入所者の移動支援利用】

入所施設からの地域移行について、平成 30 年度は 36 人、令和元年度が 42 人、目標の毎年 41 人を達成しているときいています。地域移行を実現した方の障害種別や支援区分、移行先、地域生活の形態等の内訳を明らかにしてください。重度障害者の地域移行が進んでいないことを危惧します。障害程度関係なく、入居者全員への定期的な意向調査をもとに、地域移行プログラムを取り組む必要があります。

一方入所している障害者数は平成 30 年度が 1368 人、今年の 3 月が 1316 人。現在の施設入所支援の定員数と待機人数の状況はどうなっていますか。施設入所を希望して待機している方の抱える課題を明らかにし、入所せずに地域で暮らせる状況を計画的に整備する取り組みが求められます。

また、地域移行支援には体験外出・体験宿泊が不可欠です。地域移行促進の観点から、入所者の移動支援の利用を実現して下さい。以上について、神戸市の見解を求めます。

( 回 答 )

令和2年4月時点の施設入所支援の定員数は1,313人です。なお、入所待機人数の状況等は把握しておりません。国の基本方針においては、施設入所者がグループホーム等に地域移行することを推進しています。

本市では、障害者支援施設に入所中の方については、移動支援の対象とはしておりませんが、例えば一時帰宅中であって、入所施設の報酬が全く算定されない期間についての利用は可能としています。

なお平成27年12月に出された社会保障審議会障害者部会報告書「障害者総合支援法施行3年後の見直しについて」において「基本的に現行の個別給付と地域生活支援事業による支援の枠組みを維持」と示されましたが、移動支援等、地域生活支援事業では十分な財政措置がとられておらず、地域ごとにサービス内容にもばらつきがあることから、引き続き、自立支援給付に位置付け、財政措置が確保できるよう国に要望すると共に、今後の国の動向に留意してまいります。

要望No. 8－(1)

(要望内容)

体力的に毎日就労継続B型に通うのは難しいが、週に何回かは通いたい方など日中活動への希望は多様にあります。以前は柔軟に支給決定されていた生活介護と就労継続B型の併給が、ここ数年「在宅での入浴困難など特別な理由がない限り原則禁止」と窓口で説明をされます。事業所説明会でも説明はなく、先日公開されたガイドラインもの記載はありません。原則禁止の理由を明らかにするとともに、柔軟に対応できるよう運用をあらためてください。

(回 答)

生活介護と就労継続支援B型の併給について、同日の利用でなければ併給を妨げる規定はなく、必要性を個別ケースで判断のうえ併給は可能となっています。

ただし制度主旨が異なるため、障害の状態や利用目的を聞き取る必要があり、その上で必要かどうかを判断することになります。区役所の窓口で丁寧な聞き取りを心掛け、適切な事務処理に努めます。

**障問連****回 答 書**（令和2年度）要望No.  8 - (2) 

（要望内容）

【神戸市東部地域における生活介護について】

来春の青陽東養護学校の卒業生の受け入れ先が足りません。東部地域に生活介護事業所が決定的に少なく、地域の要求に対応できていないことを毎年指摘してきたにも関わらず状況は改善していません。このままでは来春の卒業生の少なくない人数が在宅を強いられることとなります。この現況をどう考えているか、神戸市の見解を示して下さい。東部地域の状況把握については、実際に障害者受入を行えない高齢者デイの定員も合わせて数えられており、現状と合っておりません。あらためてください。また毎年指摘していますが、地域偏在は解消せず、大規模施設化の傾向が顕著です。「施設から地域へ」というあるべき方向性に逆行しています。新たに支援学校を卒業していく若い障害者を地域で受け入れることができるよう具体的な取り組みを示して下さい。

（回 答）

東部地域（東灘区・灘区・中央区）の特に中央区において、生活介護支給決定者数に対する定員数の比率が低く、利用調整が困難になる場合があることは認識しております。

本市では、令和2年8月に中央区障害者支援センターを開設し、生活介護事業を提供するとともに、障害者の地域生活を見守る支援を行っています。

例年、支援学校卒業予定者の進路は、支援学校の先生がご本人やご家族の希望に沿った利用調整を行っていただいています。若い障害者の受け入れがすすむように、前述の障害者支援センターをはじめ、既存の事業所や支援学校等と引き続き連携を行ってまいります。

障問連

回 答 書 ( 令 和 2 年 度 )

要望No. 8(3)

(要望内容)

事業所一覧の更新について

神戸市ホームページ上の事業所一覧のデータ更新が遅すぎて、現状把握が困難です。

大阪市は同じデータを毎月更新し、前月分を翌月上旬には反映させています。

改善を求めます。

(回 答)

事業所の最新情報に関しましては、お住いの区役所にお問い合わせいただくようお願い致します。